平成２８年第１０回たつの市教育委員会定例会議事日程

と　き　平成２８年９月２９日（木）午後２時
ところ　分庁舎第３会議室

１　開会宣言
２　会議録署名委員の指名
３　教育長諸報告
（１）たつの市議会９月定例会一般質問について
（２）第３２回三木露風賞新しい童謡コンクール入賞作品について
（３）不登校・いじめについて
（４）その他
４　議事
議案第２２号　　たつの市スポーツ推進委員の解任及び委嘱について
議案第２３号　　たつの市教育委員会事務局職員の任免について
５　自由討議
６　閉会宣言

平成２８年第１０回たつの市教育委員会定例会会議録

と　き　平成２８年９月２９日（木）午後２時００分

ところ　たつの市役所分庁舎第３会議室

委員長　ただ今から、平成２８年第１０回たつの市教育委員会定例会を開会いたします。
まず、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
議事のうち、議案第２２号につきましては、たつの市教育委員会会議規則第９条第１項第２号の規定により、議案第２３号につきましては、同規則第９条第１項第１号の規定により、また教育長諸報告のうち、「第３２回三木露風賞新しい童謡コンクール入賞作品について」、不登校・いじめに関する案件、その他個人情報に関する案件につきましては、同規則第９条第１項第７号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。
賛成の方は挙手願います。
＜　挙手　＞
賛成が出席委員の３分の２以上の多数と認め、非公開と決定します。
それでは、教育長諸報告に入ります。教育長お願いします。

教育長　「たつの市議会９月定例会一般質問について」、当委員会に関係するものを御報告いたします。私が答弁をしたものの報告の後、教育管理部長、教育事業部長からそれぞれ関係分について報告をさせていただきます。
１番議員、楠議員から「学校教育のあり方について」ということで、「学校教育の現状と課題への改善及び理想とする学校教育のあり方について」御質問がありました。教育の基本はいつの時代も子どもたちが社会を担う一員として自覚を持ち、時代に即した知識や能力を駆使して、たくましく生き抜く力、生き抜こうとする意欲を育むことであり、今日の大きな社会変化の中で単なる学歴だけでなく、社会性や道徳心、コミュニケーション能力等を身に着けるための支援が求められていること、そのために学校では一人一人の考えをしっかりと受け止め認めていきながら、自分の頭で考える力を身につけさせ、子どもたち一人一人が自尊心を高めるとともに、人の役に立つことを考え、未来を自らの意思で切り開くたくましさを身に着けてほしい、と答弁いたしました。
次に「いじめ防止基本方針による市内のいじめや不登校の減少見込みについて」の御質問がありました。不登校については、中学校において平成２６年度から２７年度に出現率が４．２％から３．５％に減少しており、平成３１年度に３．０％を目標にしていること、いじめについては、文部科学省が平成２５年度に「いじめ」の定義を示し、本年、軽微な案件まで報告することを求めており、今後、数としては件数が増えることが予想される中で、数値の目標の設定が難しく、報告された案件を慎重に吟味した上で、揖龍少年育成センターや警察等の専門機関との連携を強化して、継続性の高いものや重大事態に発展しそうなものを見逃さずに対応していきたい、と答弁いたしました。
次に「市内の小中学校の教師の資質について」質問がありました。
教職員の指導力や資質は、教職についてからの不断の努力によって培われる部分も多く、教職員の研修の充実が重要と考えており、管理職の指導とともに今後も継続的で効果的な研修に努めてまいりたい、と答弁をいたしました。
続いて４番議員、木南議員から「学校教育について」ということで、「『アクティブラーニング』の導入に当たり本市の取組について」の質問がありました。「アクティブラーニング」は、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた学習法の総称で、課題の発見、解決に向けた主体的、対話的で、深い学びの実現を目指すものであり、本市でも既に小学校の総合的な学習の時間等を使った調べ学習や、中学校における表現活動の中で様々な形で取り入れていること、また、校長会や研修会等で学習の進め方において、授業初めの目的提示や最後のまとめ、振り返りの実施によ

ってその授業の意味を考え、学びを次につなげるよう指導していることを答弁いたしました。
　次に「小学校における授業数の増加に対する土曜日の活用及び夏休みの短縮などの計画について」質問がありました。新学習指導要領の改訂によりまして、小学校３年生から６年生まで週に１時間、授業時間が増えることが予想されていますが、学校では、朝の時間に実施しているモジュール学習、いわゆる短時間学習を活用するなど、児童にとって過重な負担にならないような方策を模索しているところであり、現在のところ土曜日の活用や夏休みの短縮などは計画していない、と答弁いたしました。
　次に「小中学校における市独自の加配及び学生ボランティアの起用について」質問がありました。教員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を基に、県の教育委員会が定めておりますが、本市でも独自に、少人数指導教員、特別支援教育支援員、介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、合わせて約３０名の加配を行っていること、そして、学生ボランティアについては、現在依頼している親和女子大学以外にも新たに協力していただける大学等を探していることを答弁いたしました。
　二次質問として、中学校におけるアクティブラーニングの具体的な取り組みについて質問があり、教育委員会として今後は、アクティブラーニングのパンフレットを作成して啓発したり、一時間の授業において、目的を持ち、振り返りを行う授業の形を徹底させるよう指導することを答弁いたしました。
　次に「『なぜ勉強するのか』という子ども達の問いにどう答えるのか」というような質問がありましたが、本来、「学び」は新しい発見があり楽しいものだ、ということに答えられる授業づくりを先生方と共に模索していきたいと答弁いたしました。
　次に「教育委員会の情報が十分に市民に伝わっていないように思うが」という質問があり、広報という部分では、２か月に１回の広報への掲載では十分に伝わらない部分があるかもしれないので、教育委員会だより等での広報についても、今後検討していきたいと答弁しました。
　次に２番議員、山本実議員から、「赤とんぼ文化ホール主催公演事業の交響曲第９番合唱について」ということで、「今年度、赤とんぼ文化ホール主催となった経緯について」質問がありました。昨年度の１０周年記念事業の後、参加者から来年度も続けてほしいという意見や、周年ごとの企画でやってほしいという意見があり、継続実施を望む声を多くいただきました。このことを受け、財団としてクラシック鑑賞者の増加と理解を図る好機と捉え、主催事業として企画したと答弁いたしました。
　次の「実施する効果と理由について」は、今年度の交響曲第９番合唱の公演については有料とし、合唱団の参加者からは参加費をいただく予定で、補助金も充てて実施はしていますが、主催公演全体を通して収支バランスを取りながら、有名アーティスト、児童鑑賞、演歌、演芸、クラシック等々、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に数多くの芸術文化事業を気軽に鑑賞していただき、潤いのある生活環境の創造に寄与したいということで実施していると答弁いたしました。
　二次質問として、「財団として、利益にもならない事業に補助金を出してまで実施するのはどうか」という質問があり、ほとんどの公演事業については補助金を必要としており、文化事業を行うに当たってはどの市町も同様であると答弁いたしました。以上です。

部長　　それでは、私が答弁いたしました三木浩一議員、山本実議員の質問について、説明いたします。
　まず、三木議員の質問の「学都にふさわしい教育環境を目指して」の中で、「老朽化に伴う施設内部の設備更新や雨漏り対策の計画について」、いつ提示できるのかという質問に対して、校舎や屋内運動場は建築後３０年以上経過した建物が多くあり、維持管理に苦慮していること、雨漏り等の不具合は予算の範囲内で修理を進めているが、全ての施設の不具合に即座に対応することは困難であり、老朽化した施設は、雨漏りだけでなく電気設備や給排水設備の不具合を始め、トイレの洋式化の課題もあり、一体的に改修する場合は国庫補助対象となることから、大規模改修や長寿命化改修に合わせて実施したいと考えていること、また、改修計画については、建築年度だけで決定するものではなく、様々な環境条件等も考慮し、現地確認を行った上で順位付けをしているが、明確な年次計画については、今後の財政計画も踏まえ

て決定していくため、公表できるものではないと答弁しました。
　続きまして、「耐震工事や長寿命化と老朽化対策の違いについて」という質問があり、耐震補強工事は学校建物の耐震性向上を趣旨とした工事であり、老朽化対策は、別名大規模改造とも言いますが、建築後２０年以上の建物を対象として、経年により通常発生した学校建築物の損耗、機能低下に対する復旧工事により教育環境の改善を図り、合わせて建築物の耐久性の確保を図る工事だと答弁いたしました。長寿命化対策としては、建築後４０年以上の建物を対象とし、老朽化対策の内容に加え、建物の機能・性能を現在の学校に求められる水準にまで引き上げる改修であり、実質的な費用負担割合が有利な事業であることを説明し、今後、改修を実施していく上では事業に係る国庫補助等の特定財源の確保に努めていく、と答弁いたしました。
　３番目に「社会状況や環境の変化、学術技術の進歩に合わせ、最新の設備を整備しようとする考えはないのか」という質問がございました。これに対して、社会状況、環境の変化、学術技術の進歩等により必要とされる設備や物の質が目まぐるしく変化してきており、学校の設備等も老朽化し、時代にそぐわないものが存在しているということを申し上げた上で、一方で、ＩＣＴ教育環境の充実のためにタブレット機器を導入していることを御説明いたしました。また、施設や物を大切に使おうという心も教育の中では重要であるということ、必要と思われる施設、設備、備品等の更新については、年次計画で実施していきたいと答弁いたしました。
　追加質問といたしまして、「体育館は避難所になっている。大規模改修時にすると先延ばししている雨漏りをいつまで放置するのか。」という質問がございました。小中学校の雨漏りの施設の不具合は、小規模なものを含めると、２２校中、１８校に発生しているのが現状であります。雨漏りの原因がわかれば予算の範囲内で修繕を行っていること、具体的には、昨年度小学校８校、中学校２校で雨漏りの修繕工事を実施したということを回答いたしました。
　続いて、「原因がわからない雨漏り箇所の修理は、大規模改修時に行うとしているが、今後の改修計画が見えてこない。いつ雨漏りの修理をするのか示してもらいたい。」という追加質問がございました。回答としましては、大規模改修事業費が合併特例債事業で平成３２年度までに事業費ベースで小学校で３０億円、中学校で３２億円充てる年次全体計画を立てている。それ以降についても計画は立てているが、交付金等の内示が先送りになる場合もある、また、外部要因から予定通り実施できない場合も想定されるので、公表は差し控えたい、と答弁いたしました。
　続きまして、「建築後４０年以上経過している校舎がどのくらいあるのか」という質問がございました。小中学校全体の棟数で９５棟ありますが、その中で３５棟が建築後４０年を経過した施設であると回答しました。
　また、「学校からの要望等も十分聞いた上で改修工事や備品購入等を実施してもらいたい」という質問がございまして、毎年、教育条件整備に関し、学校からの聞き取りや、別途、教育条件に係る意見交換会も実施しています。すべての要望をかなえることはできませんが、学校関係者と協議、調整をしながら進めていく、と回答いたしました。
　続いて、「改修時の品質管理について、他市の事例として粗悪で安い材料を使って改修しているようなことがあったが、たつの市においてはそのようなことが無いように」という質問がございました。これに対して、大規模改修等の工事設計に当たっては、材料は最上級の品質の物品を購入するというわけにはいきませんが、標準品質以上のものを使用することを基本とし、粗悪な材料を使用することはございません、と回答しました。
　続いて、「学校給食の今後のあり方について」の質問の、「御津学校給食センターや自校方式の給食室の延命に係る費用について」ですが、御津学校センター及び自校式の給食調理校９校いずれも老朽化が進んでおり、必要に応じて施設・設備の修繕を実施しているということ、設置している機械器具の更新費用については、いずれも１００万円単位の予算が必要になってくると回答いたしました。故障の未然防止のために、日々の点検や長期休業中のメンテナンス等を入念に行っていることも加えて回答いたしました。
　２番目の「自校方式の給食室の改築に係る１校当たりの建築費用について」の質問ですが、自校方式の給食調理室の改善については、現行の学校給食衛生管理基準に基づいて建て替えた場合、現在の給食調理室の敷地面積では不足し建築できない、建築場所の選定、機械設備の規模など条件によって大きく異なることから、一概に

概算費用は申し上げられませんが、現有の施設の解体から新設、機械設備の納入費用までを含めると、数億円の事業規模になると回答いたしました。

３番目の「市全体の給食サービスにおける今後の計画について」ですが、自校方式の９小学校、また、御津学校給食センターにおいても施設の老朽化が進んでおります。休止中の新宮学校給食センターも加え、これらの給食施設の今後のあり方について、現在検討を進めているということ、いずれにいたしましても、安全安心でおいしい学校給食を児童生徒に等しく提供するよう鋭意取り組んでいく、と回答いたしました。

追加質問として、「９月から中央学校給食センターが稼働し、新宮地区の小中学校と神岡小学校の給食が配食できなくなる事態は防げた。

（と言いますのは、新宮学校給食センターと神岡小学校の給食室が非常に老朽化しており、改修等には多額の費用がかかるということから、中央学校給食センターから配食することとしたものです。）しかし、全体計画が見えてこない。他の老朽化した施設は自校方式でいくのか、センター方式にするのか。」という質問がありました。自校方式にするのかセンター方式にするのかは、現在両方向から検討しております、と回答いたしました。

また、「以前、小学校は自校式、中学校は給食センター方式という計画をしていたが、白紙に戻したのか。」という追加質問がございました。

これに対して、一般論として、以前の計画をそのまま踏襲していくというのではなく、時代に応じて変化していくものと考えている。学校給食については、次期の総合計画でも「学校給食の充実を図るとともに、他の老朽化が進む給食施設のあり方についても検討していく」としています、と回答いたしました。

続きまして、山本実議員の「学校給食センターについて」の質問のうち、「中央学校給食センターの食材における地産地消の割合について」ですが、現在、約３７００食の給食を中央学校給食センターで調理しており、相当量の食材を使用している中で、米については１００％市内産である。ただし、万一の事故発生時の原因究明のために、一つの品目は一者の発注とすることが原則であることから、それ以外の食材については、地元野菜生産者の出荷量に限界があるため、対応できない品目については、大手の食品取扱業者から購入していること等を説明した上で、長期的な視野に立って可能な限り地元産の野菜を使用していくこと、米や野菜以外の食材についても可能な限り地元小売店から購入すること、地産地消の推進、生産者の顔が見える食育の推進に努めることを回答いたしました。

２番目に「大型保冷庫等の設備に係る効果について」質問があり、大型保冷庫を設置することで、地元の野菜生産者がある程度の出荷時期の調整ができて地産地消の推進につながること、太陽光発電装置やチップボイラー等については、ランニングコストにおいては費用対効果という点で、エネルギーの生産性は高くありませんが、エネルギーの地産地消、地球環境に配慮するといった教育的な観点から、再生可能エネルギーの設備導入となったことを回答いたしました。

３番目の質問として「給食を受け入れる各学校での昇降機等による給食の移動について」ですが、市内の５中学校の統一した給食実施を目的に中央学校給食センターを整備しており、これに基づいて以前から昇降機がありました、新宮中学校と御津中学校以外の、龍野東中学校、龍野西中学校及び揖保川中学校についても、配膳室と合わせて給食用の昇降機を設置したことを御説明しました。神岡小学校については既存の配膳室を利用し、これまで通りであること、新宮小学校については、既存の給食用昇降機を使用しており、他の小学校については配膳室まで児童が給食を取りに来ていることを御説明いたしました。

４番目に「御津地区の給食を御津学校給食センターと中央学校給食センターに分離した理由について」御質問がありました。

市内の中学校の給食の統一を目的に中央学校給食センターを整備したこと、これまで御津学校給食センターから配食していた御津中学校については中央学校給食センターから配食し、それ以外の小学校２校と幼稚園２園については、引き続き御津学校給食センターから配食していることを回答いたしました。

５番目に「今後の自校方式の給食をどのように考えているのか」という質問がございまして、自校方式を実施している９小学校、また、御津学校給食センターにおいても、施設の老朽化が進んでいる中で、休止中の新宮学校給食センターも加え、今後の給食施設のあり方について現在検討を進めていることを回答いたしました。

６番目の「学校給食センター条例から新宮学校給食センターを削除していない理由及び管理運営規則に中央学校給食センターが記載されていない理由について」の質問に対し、新宮学校給食センターについては、現在休止している状態であるため施設廃止の手続きをとっていないこと、管理運営規則の中央学校給食センターについては、たつの市学校給食センター条例第２条及び附則により、中央学校給食センターが本年９月１日に設置されたことに伴い、たつの市学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定し、本年８月３１日に公布したことを回答いたしました。

二次質問として、「地産地消の推進について、９月から稼働する計画であった中で、稼働当初から野菜類の地産地消ができていないのは、進行管理がずさんではないのか。」という質問がございまして、地産地消の推進については、昨年度から学校給食地産地消推進委員会を設置し協議を重ねておりますが、安全管理・品質管理の観点から、一つの品目、即ち一つの野菜は一業者から、という原則論がある中で生産性、納入量等を確保する点、納入価格の点からも、給食センターと野菜生産者との間で折り合いがついていないのが現状であり、価格を上げることは保護者の負担を増やすことにもなるため困難であり、今後も協議を進めていく、と回答いたしました。また、「野菜の納入に関して、生産者の提示する価格と購入予算とが合わないのであれば、市が補助金若しくは助成金を出して価格を合わせることは考えられないのか。」という質問がございまして、現在のところ、市が補助金又は助成金を出して価格調整をすることは考えていない、と回答いたしました。

続きまして、「地産地消が進展しないのなら、地産地消の推進をＰＲするのはおかしいのではないか」という質問がございましたが、地産地消の推進は、国が調査研究に補助金をつけてでも進めている重要な事項であり、また、推進していくためには調査研究をしなければ困難な事業であります。地産地消の推進に今後も努力していくと回答いたしました。

続いて、「大型保冷庫等の購入に関して、ランニングコストの低減により導入費用の元が取れない、採算が合わないのであれば、電気等で計画すべきであったのではないか。」という質問がありました。これに対して、温暖化が地球規模で環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガスの排出量規制等を促進するために施行された、地球温暖化対策の促進に関する法律、また、たつの市においても地球温暖化防止実行計画を策定しており、温室効果ガスの削減等を目指していることから、中央学校給食センター設計時に設備、光熱費等に係るいろいろなパターンを比較検討し、太陽光発電、木質チップボイラー等を設置したと説明いたしました。また、設計に当たって検討したガス主体の厨房設備と比較して、二酸化炭素の排出量は年間１１６トン削減できること、また、光熱水費は年間で４２０万円削減できると試算していることを回答いたしました。以上です。

部長

それでは、私が答弁したもの、また、教育事業部所管の内容で他の部長が総括して答弁したものについて報告をさせていただきます。

まず高岸議員から「国指定史跡新宮宮内遺跡の今後の活用と周辺の開発について」御質問があり、新宮宮内遺跡は昨年度でハード面の事業が終了したこと、新宮小学校児童とは古代米の田植え・収穫作業、たつの・太子幼年消防クラブ員とは火おこし・炊飯など古代体験活動を実施していること、ボランティアグループである弥生倶楽部とは竪穴住居等の補修作業を通して地域の財産として宮内遺跡の維持管理に努めていること、また、今後の活用について古代体験活動の継続と充実を図りたいということ、宮内遺跡を案内できるガイドや古代体験活動をサポートできる人材育成に努めたいということ、来訪者のための案内看板などの設置を検討し広報に努めたいということ、最終的に新宮宮内遺跡公園が住民の憩いの場となるため、今後も新宮宮内遺跡環境整備委員会の指導や助言のもと、ソフト面の充実を図る考えであることを答弁いたしました。次に、周辺の開発については、担当課であります都市計画課との協議により、駅北、駅南駐車場の既存施設での活用を調査検討していることを答弁いたしました。

二次質問で、「たつの市の北の玄関口として活性化するため、駅周辺の駐車場、道路建設も含め、県や文化庁と協議をし、ハード面の事業を進めてほしい」との質問には、宮内遺跡内での事業については環境整備委員会への諮問となること、区域外の事業であればその担当課が事業を進めることになると答弁いたしました。

次に楠議員からの質問で、「観光誘客の増加の取組として野見宿禰の活用について」のうち、野見宿禰神社を文化財として保護することと、宮内庁と野見宿禰との関係について御質問があり、野見宿禰が伝説上の人物であり、播磨国風土記に龍野で墓を作ったとの記載はありますが、もともとこの地に墓の伝承はなかったこと、この地が野見宿禰の墓であったという確証がないことから、文化財としては保護できないこと、
文化的な顕彰地として活用していただければと考えていること、後に宮内庁となりました当時の宮内省の職員が、明治４４年に市内の４基の古墳を野見宿禰の墓として調査されましたが、最終的にどの古墳が野見宿禰の墓であるとの結論には至っていないことを、総括として産業部長が答弁いたしました。
観光に関する二次質問により、少しずつでも観光客が増えており、市民の理解が得られれば、野見宿禰のイベントを考えていきたいと市長より答弁がございました。
次に原田議員から「龍野地区の市の観光施設の定休日を廃止することについて」御質問があり、龍野地区のみならず年中無休の施設はないこと、龍野歴史文化資料館は龍野ひなまつりの期間中は開館していること、全ての施設について慎重に検討していきたい、と総括としてふるさと創生部長が答弁いたしました。
二次質問で「龍野城や聚遠亭など、休館日には鎖などで中へ入れない措置を取られているが、休館日であっても庭は見ることができるようにしてほしい。」との要望がございまして、検討して参りたいとふるさと創生部長が答弁いたしました。以上です。

＜　非公開案件に関する報告、質疑、応答　＞

教育長　その他としまして、昨日（９月２８日）の神戸新聞に中学生の傷害事件が掲載された件について簡単に御報告をさせていただきます。

＜　非公開案件に関する報告　＞

委員長　教育長諸報告が終わりましたので、質疑に入ります。

委員　新聞報道の件ですが、「またか」という気持ちと「何故」という気持ちです。思い出すのは、自分の担任した子がこのように新聞に載って、現在も一番心配している子ですが、ずっと警察のお世話になりっぱなしのような人生を送りました。今反省するのに、もう少し小学校の段階で深く関わって話を聞いてやっていればここまでにはならなかったのではないかという気がしています。というのは、このような事件を起こした子どもたちの背景を見ますと、家庭に大きな問題があり、家庭の中で特に親が偏向したものの言い方をしている場合が多いように感じます。そのようなことに教師が関わって良いのかどうかわかりませんが、もう少しあの子の気持ちを聞いてやって、ストレスを解消してやるような、内面に寄り添った指導、言葉で言うのは簡単で、関わろうとするのは非常に難しいことですが、それをしていれば、あんな一生を送らずに済んだのに、と自分自身が反省しているところです。先生方も非常に忙しく、学校の中も煩雑になっていますし、親自体に話をしてもなかなか聞き入れてもらえないのが現状だとは思いますが、一人でも子どもに寄り添う者がいる、ということが子どもに伝われば、ある程度は落ち着いていくのではないかと思っています。大変難しい問題で、現場の先生方に押し付けるのは非常に難しいとは思いますが、先生方の奮起をぜひお願いしたい。
それから、議会の質問の件で、校舎の老朽化や雨漏りについて、いろいろと対策を練って計画的に修理をしていただいていますが、一つお尋ねしたいのは、校舎などの保守点検はされているのでしょうか。

事務局　３年に一度、特殊建築物の定期報告ということで、委託をして業者の方で見ていただいているという状況はございます。その結果等を参考にしながらにはなりますが、やはり、その中ではわからない雨漏りや施設の不具合が出てきますので、その都度学校からの報告等に基づき、こちらで確認してから、という改修が優先的になっています。

委員　電気などでしたら、法律で決まって年一回の点検とか火災報知機の点検をするとか、現場でもよく立ち会いをしたのでわかりますが、建物全体の保守点検というものはあまり立ち会いをした経験もなく、聞いたこともありません。雨漏りが起こっ

て現場を見ると、樋に泥がいっぱい詰まっていたということがありました。家と一緒で、毎年そのような箇所を整備する点検があれば、雨漏りもずいぶん減るのではないかと思います。泥がたくさん詰まってからでは掃除するのも大変ですから、毎年定期的に学校を回ってそのような箇所を掃除しながら点検していただければ、雨漏りが防げたり減ったりするのではないかと思います。

事務局　最近ですと、御津中学校での体育館の雨漏りの原因について、おそらく樋に枯れ葉が詰まっていたからではないかということがわかりました。今言われたように、なかなか年間を通して誰か特定の者が学校を回るというのも予算化は難しいところがあります。日頃から校長先生や教頭先生にできる範囲で見ていただいているという現状もございますので、引き続き依頼するとともに、高い所で届かないというようなものについては、来年度以降、予算化に向けて検討していかないといけないと今考えているところです。

教育長　他にどなたか御質問等ございませんか。

委員　宮内遺跡については、よくこの教育委員会でも聞きますが、私自身どのような遺跡であるのかよくわかっていません。

また、たつのにもいろいろな遺跡があると思いますが、これから子ども達にも、ふるさとにはこのような遺跡があるということをもっと積極的に見せてやっていただきたいと思います。

事務局　宮内遺跡は、弥生時代を中心とする遺跡です。弥生時代と言いますのは、中心となる時代は約２１００年前で、有名な邪馬台国の卑弥呼より少し古い時代の遺跡です。現在、中心部分は国の指定史跡になっておりまして、広さは約４ｈａとなります。全体としては、５ｈａを超える非常に大きな遺跡です。一番古い所は、縄文時代の土器が出ており、新しい所では中世の鎌倉時代や室町時代まで、各時代にわたる遺跡です。一番盛り上がるのが弥生時代ということです。

委員　何層にも分かれているということですか。

事務局　同じ地面に、いろいろな時代のものが一緒にある状態です。下へ行くほど古くなるというのではなく、上へ上へ土が堆積しているということではございませんので、同じ面に各時代のものが重なってあります。

委員　完全なものが残っているのですか。それとも、壊れたような状態ですか。

事務局　遺跡ですので、当時の建物などは一切残っていません。穴の痕跡があるだけですが、現在把握しているだけで、弥生時代の竪穴住居跡が約６０棟あります。おそらく全体では３００棟を超えると思います。また、人が亡くなった時に墓を作っていましたが、その墓が約２０基出ています。大きな溝の跡ですとか、遺跡の跡だけでなく、土器や石器といった当時使用していた道具が、壊れてはおりますが数多く出てきている状況です。

委員　誰が行っても見ることができるのでしょうか。

事務局　どなたに来ていただいても、見ていただくことができます。

整備の方がひと段落しましたので、今年は、お披露目をするイベントをしたいと考えております。１１月に予定しております。

それから、遺跡をもっと子ども達に見せてやってほしいという御意見ですが、学校からの依頼がありましたら、積極的に対応しておりまして、１０月には越部小学校の児童と、城山城の城跡を見に行きます。以前は龍野小学校では近くの古墳を見に行ったり、とあらゆる機会を捉えて子ども達に地域の歴史文化を学んでほしい、という思いで事業を展開しております。

委員　今回は８月でしたので、不登校の数はあがって来ておりませんが、不登校の子どもさんの中で、差別になってはいけませんが、ひとり親の家庭がどのくらいの率を占めているのかは把握されているのでしょうか。親がお勤めに出られた後、子ども達だけが残されているので、なかなか集合場所に来られないというのを聞いたことがあります。チャイムをどれだけ鳴らしても出て来ないので、やむなく先に出発するということも時折あると聞きました。

こういう子達が、だんだん小学校で不登校になり、中学校でも引き続き・・・というパターンもありうるのではないかと思うと、ハイリスクの子達はいると思うので、何らかのアプローチが先にできるのではないかと思います。今後、そのような御家庭がどのくらいの率を占めているのかデータがあればいいと思いまして質問いたしました。

事務局　不登校の児童生徒の家庭を全部調べて、確認しているわけではありません。ただ、

学力にしても生活面にしても影響はあるのではないかと思います。不登校だけではありませんが、福祉関係の部署とも連携をとり、相談窓口を作っていただくなど、今後も協力は不可欠だと考えております。小学校の間はまだそれでも、登校しないといけない、ということで何とか出て来られたりしますが、中学校になってもこの状態が続くようであると難しいのは確かです。

どこまでできるかわかりませんが、全体の傾向がわかるものをお示しできたらと思います。

委員　まず、９月市議会御苦労様でした。

立場ごとにいろいろな見解があって、当然、その立場での御発言になりますから、それをとやかく言うつもりはありませんが、我々は教育委員会として、一つ一つの事案に誠実に真摯に向き合って、課題を克服する努力をしていく。完結することは確かに御指摘のように難しい課題かもしれません。何をもって完成したと言うのか。一つのことが成し遂げられたように見えても次の課題が出てくる。しかし、それに挫けることなく課題を乗り越えていく努力をしていかなければなりません。

施設の問題にしてもそうですが、修理や修繕も、限られた財源、人的資源の中で、ましてや、教育委員会は予算請求権や人事権も持ち合わせておりませんが、一つ一つの課題を誠実に忠実に真摯に実行するのみということです。その中で、優先順位ということがどうしても出てきます。予定通りに運ばないのが世の中の常でありまして、順番通りにしたくても、後から発生したことの方が事がらが大きければ先にしなければなりませんし、限られた財源の中でということになると、予定が入れ替わることはよくあることです。それに対して指摘をする人もあるかもしれませんが、我々はなすべきことをやるだけです。

宮内遺跡の話でもそうですが、一つの区切りをつけて次の段階へ、ということで、ある意味、頑張ってやってくれよということでの一般質問だったと思います。文化財としての意味合い、また、観光資源としての扱いにもつながっていくと思いますので、我々自身も先ほどの説明で認識を新たにしたところですが、素晴らしい本市の貴重な財産でありますので、次の段階にステップアップしてやっていっていただけたらと思います。

議会に臨まれた皆様ご苦労様でした。これからもよろしくお願いいたします。

それからいじめの件ですが、このような時のためにスクールカウンセラーがいるのではないかと思います。表向きは解決したように見えて、精神的なしこりというかつまずきがお互いにあろうかと思います。最悪なのは、被害者側が変なトラウマを抱えたり、逆によく言われる被害者が加害者になったり、人間の心理は裏表があります。何かの予兆が感じ取られるのであれば、カウンセラーの先生の出番ではないでしょうか。

それから、教育長からの報告にありました新聞記事の件ですが、非常に残念な事案が発生したという思いです。

司法の手に委ねるしかなく、我々の出番ではないレベルの話になってしまいました。我々が定例会で毎月不登校やいじめの報告に接していますが、水際の対応といいますか、最悪の事態にならないように少しでも防げるようにという思いで頑張っておりますが、残念ながらこの事案は我々の手が届かない事案になってしまいました。

一つお願いなのは、毎回このようなことが起こるたびに申し上げていることですが、現場や子ども達がこのことをきっかけに動揺したり、変な風評被害が発生したりしないように、落ち着いた学校生活が送れるように、教育長からメールが発信されたということで安心しておりますが、改めてよろしくお願いいたします。以上です。

委員長　それでは、これで教育長諸報告を終わります。

続きまして議事に入ります。

非公開案件の「議案第２２号　たつの市スポーツ推進委員の解任及び委嘱について」を議題といたします。

＜　非公開案件の説明、承認　＞

続きまして、非公開案件の「議案第２３号　たつの市教育委員会事務局職員の任

免について」を議題といたします。

＜　非公開案件の説明、承認　＞

続きまして、自由討議に入ります。
どなたか討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。
無いようでしたら、これで自由討議を終わります。

以上で、第１０回たつの市教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後３時１５分終了

出席者

委員長	湯本　浩一
委員長職務代行者	大林　敬正
委員	菅野　夏子
委員	矢木隆一郎
教育長	中本　敏郎
教育管理部長	小谷　真也
教育事業部長	藤井　一重
教育事業部参事	片岡　利夫
教育総務課長	森川　智司
施設課長	和田　利恵
学校教育課長	道前　弘志
社会教育課長	加藤　真司
歴史文化財課長	岸本　道昭
人権教育推進課長	新家　洋一
体育振興課長	西田　豊和